# 使用済燃料再処理機構に関する省令 （平成二十八年経済産業省令第八十九号）

#### 第一条（用語）

この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### 第二条（設立の認可の申請）

法第十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第三条（事業計画書の記載事項）

法第十六条第三項の経済産業省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務の開始の時期
* 二  
  法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務に関する計画の概要
* 三  
  資金の調達方法及び使途
* 四  
  使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の組織
* 五  
  その他必要な事項

#### 第四条（委員の任命の認可の申請）

機構の理事長は、法第二十三条の規定による認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  任命しようとする委員の履歴
* 二  
  任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約
* 三  
  任命しようとする理由

#### 第五条（委員の解任の認可の申請）

機構の理事長は、法第二十五条の規定による認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  解任しようとする委員の履歴
* 二  
  解任しようとする理由

#### 第六条（役員の任命の認可の申請）

機構の理事長は、法第三十一条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  任命しようとする役員の履歴
* 二  
  任命しようとする役員が次のいずれにも該当しないことの誓約
* 三  
  任命しようとする理由

#### 第七条（役員の解任の認可の申請）

機構の理事長は、法第三十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  解任しようとする役員の履歴
* 二  
  解任しようとする理由

#### 第八条（役員の兼職の承認の申請）

機構の役員は、法第三十五条ただし書きの規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第九条（業務の委託の認可の申請）

機構は、法第四十二条の規定する認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に、委託業務に関する契約の内容及び相手方が営む事業の概要を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十条（業務方法書及びその変更の認可の申請）

機構は、法第四十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に業務方法書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

機構は、法第四十四条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十一条（業務方法書の記載事項）

法第四十四条第二項の経済産業省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  法第四十一条第一号に規定する再処理等の実施に関する事項
* 二  
  法第四十一条第二号に規定する拠出金の収納に関する事項
* 三  
  その他必要な事項

#### 第十二条（身分を示す証明書）

法第五十五条第二項の証明書は、様式第十によるものとする。

#### 第十三条（定款の変更の認可申請）

機構は、法第五十六条の規定する認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。